



® 平成 29 年 2 月 22 日 (水)

No. 14389 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆「ヨーロッパでの商標判決例紹介」……………(1)

☆特許庁告示第1・2号……………(10)

「ヨーロッパでの商標判決例紹介」

—欧州連合商標に関する識別性について—

ユアサハラ法律特許事務所

弁理士 高田 雄一郎

1. はじめに

2016年3月23日より改正商標理事会規則が施行され、共同体商標 (Community Trade Mark) が欧州連合商標 (European Union Trade Mark) となった。また、2016年6月23日のイギリスの国民投票でEU離脱派が多数を占める結果となった。世界のGDPの

2割を超える市場をもつ欧州の今後の動向に注目が集まっている。

今回、欧州連合商標の識別性について争われた事案を4件紹介し、出願人側の視点から簡単なコメントを掲載したいと思う。

先の改正によって、規則第4条の商標の定義から「視覚的に表示できる商標」という制限がなくなった。これまでも、位置、音、動き、ホログラム等は



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*

副所長 竹内 直樹*

弁理士 松田 美幸子*

副所長 森下 八郎*

弁理士 白井 あゆみ

弁理士 吉田 博由

*: 付記弁理士 (特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

商標として認められていたが、さらに、におい、触覚、味等「視覚的に表示」することが難しい標章についても柔軟に受け入れる可能性が示唆されている。そうはいっても、欧州連合出願商標が登録に至るには、方式審査と絶対的拒絶理由の審査、その後の異議申立期間を経なければならない。商標の保護範囲が広がることと登録可能性が高まることとはイコールではない。やはり、商標として登録が認められるには、その基本機能である出所表示機能や独占適応性等、与えられる権利に見合った要件を備えていなければならない。

絶対的拒絶理由は規則第7条に規定されているので以下に掲載する。

なお、規則 (Regulation) は、EU法令の一つで国内法への適用を待たずに加盟国を直接拘束する効果を有する。

手続きの流れは次の通りである。欧州連合知的財産庁 (EUIPO) が下した拒絶の決定に対し不服の場合、出願人はEUIPOに審判を請求することができる。審判部 (Boards of Appeal) の決定に対しては、出願人は第一審裁判所 (General Court) に訴えを提起することができ、さらに欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) に上告することができる。

2. 商標理事会規則 (日本特許庁ウェブサイトより)

第7条 絶対的拒絶理由

(1) 次のものは、登録することができない。

- (a) 第4条の要件に従わない標識
- (b) 識別性を欠く商標
- (c) 商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期、又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみからなる商標
- (d) 通用語において又は善意のかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる商標
- (e) 次の形状のみからなる標識

- (i) 商品そのものの性質から生じる形状
- (ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状
- (iii) 商品に本質的価値を与える形状
- (f) 公共政策又は一般に是認された道德規範に反する商標
- (g) 公衆を、たとえば、商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標
- (h) 権限を有する当局によって許可されていない商標であって、工業所有権の保護に関するパリ条約 (以下「パリ条約」という) 第6条の3に従い拒絶されるべきもの
- (i) パリ条約第6条の3に規定するもの以外の記章、紋章又は紋章入りの盾を含む商標であって、特定の公共の利益のためのもの。ただし、その登録について権限を有する当局の同意がある場合は、この限りでない。
- (j) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する地理的表示を含み又はそれよりなる商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒についてのもの
- (k) 農産物及び食品についての地理的表示及び原産地呼称の保護に関する2006年3月20日理事会規則 (EC) No 510/2006 に従って登録された、原産地呼称又は地理的表示を含み又はそれより成る商標であって、商標登録出願が原産地呼称又は地理的表示の登録申請の委員会への提出後に行われていることを条件として、当該商標が前記規則第13条に記載され、かつ、同一種類の製品に関する状況の1に対応しているとき
- (2) (1) は、不登録事由が共同体の一部にのみ存在するときであっても、適用される。
- (3) (1) (b)、(c) 及び (d) は、求めている登録の対象である商品又はサービスについて商標が使用された結果、その商標が識別性を有するものとなっているときは、適用されない。

3. 「EUROHYPO」について識別性が 争われた事案

2008.05.08.欧州司法裁判所判決